

高知県戦略的製品開発推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県戦略的製品開発推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等
- (2) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条に規定する農業協同組合、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項に規定する漁業協同組合又は森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第1項に規定する森林組合

(補助の目的)

第3条 県は、県内に本社又は主たる事業所を有する事業者が行う、ものづくり分野（食品製造業を除く）における製品や技術の構想から企画立案、市場等の調査、試作開発、製品化（改良を含む）等の一連の開発（以下「補助事業」という。）に関して、必要となる費用の一部を助成することで、製品開発に挑戦する企業を増やすとともに、独自性の高い製品や技術、高付加価値な製品や技術等の開発を後押しし、県内企業の製品・技術開発の量的拡大及び質的向上を図る。

(補助事業者、補助要件、補助対象経費、補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）、補助要件、補助対象経費、補助率等については、別表第1に定めるとおりとする。

- 2 補助対象経費に補助率を乗じて得た補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除ができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容、補助金の交付の適否等について審査し、適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、別記第2号様式による補助金交付決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者（第9条第3項の規定により承継させようとする者を含む。）が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

2 知事は、前条第2項ただし書の規定により申請されたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額等について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して補助金の交付を決定するものとする。

3 知事は、第1項の規定による通知に際して必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としない等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助金の交付の申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日を経過した日までにその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ別記第3号様式による補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の増額又は20パーセントを上回る減額変更を受けようとするとき。
- (2) 補助対象経費の経費区分ごとに配分された額の20パーセントを上回る変更をしようとするとき。
- (3) 補助事業の実施期間を延長しようとするとき。
- (4) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更は、この限りでない。

- ア 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - イ 補助目的及び事業効率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
- 2 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ別記第3号様式の2による補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を他の者に承継させようとするときは、あらかじめ別記第3号様式の3による補助事業承継承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 知事は、第1項の規定により補助事業計画変更承認申請書の提出があったとき、第2項の規定により補助事業中止（廃止）承認申請書の提出があったとき又は前項の規定により補助事業承継承認申請書の提出があったときは、その内容の適否等について決定を行い、別記第4号様式による補助事業計画変更等承認（不承認）通知書により当該補助事業者に通知するものとする。
 - 5 知事は、第1項の規定による承認をする場合において、必要に応じ補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

（状況報告）

- 第10条 複数年度にまたがる製品・技術開発を行う者は、当該年度の3月末の状況を翌年度の4月末日までに別記第5号様式による補助事業遂行状況報告書により知事に報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の規定によるほか、知事から要求があったときは、速やかに別記第5号様式による補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

- 第11条 補助事業者は、補助事業を完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日以降の最初の3月31日までのいずれか早い日までに、別記第6号様式による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の補助事業実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の補助事業実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式による消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第12条 知事は、第11条第1項の規定により補助事業実績報告書を受領した場合は、書類の審査

及び必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第3項の規定による承認をした場合にあっては、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、補助金の額の確定を行い、当該補助事業者に補助金を交付するものとする。この場合において、交付決定額及び補助事業実績報告書に記載された補助金の額と確定を行った補助金の額とが相違する場合は、別記第8号様式による確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

（財産の管理等）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又はその効用の増加した財産（補助事業において製造された装置等及び製品・技術開発の成果を含む。以下「取得財産等」という。（取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものに限る。））については、別記第9号様式による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第15条 補助事業者は、取得財産等について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、あらかじめ別記第10号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項に規定する財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に入収が生じた場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

（補助金の交付の決定の取消し）

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）法令若しくはこの要綱の規定又は法令若しくはこの要綱の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合
- （2）補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）補助事業に関して不正その他不適切な行為をした場合
- （4）補助金の交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第17条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

(成果の取りまとめ)

第18条 事業完了後の補助事業の成果を報告するため、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、当該年度の3月末の状況を翌年度の4月末日までに別記第11号様式による実施状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、補助事業の成果について必要があると認める場合は、補助事業者に成果を発表させることができる。

3 知事は、補助事業者に対して、補助事業に基づき取得した成果の利用について指示することができる。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法（昭和34年法律第121号）第64条の規定に基づく出願公開後に行うものとする。

(収益納付)

第19条 知事は、前条の成果により、補助事業者が補助事業の実施結果により収益が生じたと認めた場合は、当該補助事業者に対し、交付した補助金の総額を上限として、知事が別に定める金額の納付を命ずることができる。

(補助事業の経理等)

第20条 補助事業者は、補助金に係る経費についての収支に関する帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する帳簿及び証拠書類を、補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日の属する年度の終了後5年間又は取得財産等がある場合は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に規定する耐用年数に相当する期間のいずれか長い方の期間、閲覧に供することができるよう保管しておかなければならない。

(情報の開示)

第21条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第22条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和6年5月31日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条第3項及び第14条から第21条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条関係）

補助事業者	補助事業	補助要件		事業期間	経費区分	種別(費目)	補助対象経費の内訳	補助率及び補助限度額								
		事業内容に関する要件	売上に関する要件													
県内に本社又は主たる事業所（支社や営業所、工場等）を有する事業者	開発チャレンジ事業	ものづくり分野における製品・技術の開発を目的とした、課題と方法が明確な取組を行うこと ※ただし、主たる研究開発及び製造を県内において行うものに限る ※ただし、食品製造業は対象外とする	-	1年以内	設備 機械 費	機械装置費	開発に必要な機械装置又は工具器具の購入等（改良、据付け、修繕）に要する経費 （注1）機械装置費は県内事業所に設置するものに限る。 （注2）導入する機械装置は取得価格50万円未満のものに限る。	・補助率：2分の1以内 ・補助限度額：100万円 （申請時の下限は10万円とする）								
	事業費	謝金	指導、助言等を受けるために招へいた専門家への謝礼の支払に要する経費	旅費	社員旅費及び指導、助言等を受けるために招へいた専門家の旅費	原材料費	原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費		外注加工費 委託費	原材料等の再加工、設計、分析、検査等を外注、依頼等を行う場合に外注先への支払に要する経費 （注1）外注加工費及び委託費の合算の上限は、補助対象経費の2分の1を超えない額とする。 （注2）外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。	その他事務費	会議費、会場賃借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費及び試運転に要する経費	特許等取得費	特許権の取得等に要する経費（弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等） （注1）開発・改良する製品・技術に関連するものに限る。 （注2）出願料など特許庁に支払う経費は対象外とする。		
製品開発事業	ものづくり分野において高付加価値な製品・技術の開発を行うこと ・開発する製品・技術が以下4点のうち1点以上を満たすこと 1 社会課題の解決に貢献すること 2 ユーザーの利便性を向上させること 3 ユーザーの経済性を向上させること 4 県内初の製品・技術と見込まれるもの ※ただし、主たる研究開発及び製造を県内において行うものに限る ※ただし、食品製造業は対象外とする。	申請時に作成する製品企画書は以下の要件を満たす計画とすること 【一般枠】 補助事業期間終了後5年以内に、開発する製品・技術の売上高が5,000万円以上又は企業の総売上（※）に占める割合が5%以上になる計画であること 【イノベーション推進枠】 補助事業期間終了後5年以内に、開発する製品・技術の売上高が1億円以上又は企業の総売上（※）に占める割合が10%以上になる計画であること ※「企業の総売上」は主として営む事業に限るものとする		2年以内	設備 機械 費	機械装置費	開発に必要な機械装置又は工具若しくは器具の購入等（改良、据付け、修繕）に要する経費 （注1）機械装置費は県内事業所に設置するものに限る。		・補助率：2分の1以内 ・補助限度額： 【一般枠】1,000万円 【イノベーション推進枠】2,000万円 （申請時の下限は50万円とする）							
事業費	直接人件費	開発に直接従事する従業員（補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る。）の製品・技術の開発業務時間に対応する人件費 （注1）人件費単価は、「健保等級」基準を使用する。 （注2）直接人件費は県内事業所に属する者に限る。 （注3）一般枠の直接人件費の上限は、補助対象経費の3分の1を超えない額とする。 （注4）イノベーション推進枠の直接人件費の上限は、補助対象経費の2分の1を超えない額とする。	謝金	指導、助言等を受けるために招へいた専門家への謝礼の支払に要する経費	旅費	社員旅費及び指導、助言等を受けるために招へいた専門家の旅費	原材料費			原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費	外注加工費 委託費	原材料等の再加工、設計、分析、検査等を外注、依頼等を行う場合に外注先への支払に要する経費 （注1）外注加工費及び委託費の合算の上限は、補助対象経費の2分の1を超えない額とする。 （注2）外注先が機器、設備等を購入する費用は、補助対象外とする。	その他事務費	会議費、会場賃借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費及び試運転に要する経費	特許等取得費	特許権の取得等に要する経費（弁理士の手続代行費用、外国特許出願のための翻訳料等） （注1）開発する製品・技術に関連するものに限る。 （注2）出願料など特許庁に支払う経費は対象外とする。

別表第2（第6条、第7条、第17条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36条。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。